

事件 前市長収賄事件

「事実誤認」猶予求める

東京高裁で
控訴審初公判 結審、来月8日判決

伊東市のホテル跡地売買を巡って収賄罪に問われ、一審の東京地裁で実刑判決を受けた同市の前市長佃弘巳被告（72）の控訴審初公判が23日、東京高裁（大熊一之裁判長）で開かれた。弁護側は量刑不当として、執行猶予付きの判決を求めた。検察側は「理由がない」として控訴棄却を主張し、即日結審した。判決は8月8日に言い渡される予定。



佃 弘巳被告

弁護側は控訴趣意書の中で、「被告は当初から」賄賂性を認識し

ていたのに、（そうではなかった）事実誤認があつた。それにより量刑が重くなった」となると訴えた。被告人質問の中で、佃被告が一審判決の出た後、市社会福祉協議会に300万円を寄付した事実を明らかにした。今回、自分の犯した罪を反省

し、今まで進めてきたことを思い、できる範囲の気持ちで寄付した」と理由を説明した。

一審判決によると、佃被告は現職だった2015年8月下旬から9月上旬にかけて、同

市桜木町のホテル跡地を市に購入させるなどの便宜を図った見返りとして、土地を所有していた建設・不動産会社の元社長（49）に贈賄罪で執行猶予付き有罪判決確定。仲介役を務めた会社員男性（51）は収賄ほう助罪で執行猶予付き有罪判決確定。現金計1300万円を受け取ったとされる。